

# 自治隨想

Vol. 107

## 「二者択一」の住民投票からの教訓

じちずいそう

徳島文理大学総合政策学部(兼総合政策学研究科)教授  
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

西川 政善

### 住民投票とは

その定義は、特定事項に関する意思決定について住民による投票を行い、その結果に基づいて決定するることである。そしてその類型には、法律を根拠とするものと法律に基づかないものがある。わが国の現行制度では、2つの住民投票制度がある。その第1の法律を根拠とするものには、憲法95条に基づく地方自治特別法の制定に関する賛否投票がある。1つの地方公共団体のみに適用される特別法を制定する際に、その自治体の住民の過半数の同意が必要としている。この特別法制定は昭和24年の広島平和記念都市建設法から同法で国会が発議し、これに基づき国民投票(過半数の同意が必要)を実施する(日本国憲法の改正手続きに関する法律)ことになる。

次に法律に基づかず、条例や要綱などを根拠として、一定数の署名による住民や議会、長その他の執行機関が発議者となって、条例に定められた投票手続・投票運動により選挙権を有する住民が投票するケースである。私の市長時代にも情報公開条例の直接請求が出され、手続きを踏んで議会にかけ、市長の意見を付し審議の上で議会の判断を得て、以降有識者・市民代表等で構成する審議会において情報公開条例・個人情報保護条例案を作成、再度議会にはかつて決定、実施した貴重な経験がある。

いづれにしても、地方自治において間接民主制を補完するために直接民主制の制度が一部採用されているが、自治体の運営に住民の意思を十分に反映させるために更なる直接参加の検討

数の同意があれば議会で可決されたものとみなされており。なお最近関心の高まりを見せていく憲法改定は、憲法96条に基づき「各議員総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、これに

見せていく憲法改定は、憲法96条に基づき「各議員総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、これに

が求められていると思う。この点住民投票の新たな方向が模索されなければなりませんが、私の経験から言えば議会との効果的な連携も十分考えられなければならぬと思われる。

### 注目される住民投票三例 (国民)投票三例

2014～16年にかけて国内外で3つの住民投票が実施され、世界の耳目を集めた。スコットランドと大阪では数百万人が、イギリスの国民投票では3千万人以上が投票し、いずれも僅差で地域や国民の意思が決定されている。

3つの投票は、いずれも住民投票としてまとめられているが、その内容には大きな違いがあるように思われる。

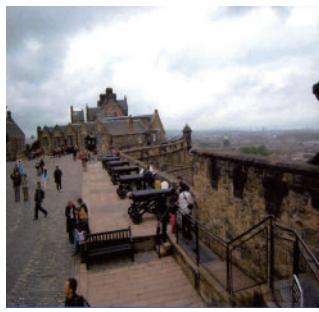
一方、大阪の住民投票は、大坂府知事・大阪市長を擁する大阪維新の会が、大阪市を分割して大阪府と大阪市の機能を統合する大阪都構想の実現を求めて住民投票を行つたものである。スコットランドと異なり、大坂市議会で大阪維新の会は過半数を有していかつたが、市議会で一定の議席を有する公明党が自らは都構想に反対を掲げつつ住民投票を容認したことにより実



スコットランド州政府庁



エジンバラ市役所



エジンバラ城の砲台



エジンバラ駅

さらに、イギリスの国民投票の経緯はより複雑である。キャメロン首相はEU（歐州共同体）への残留を主張、政権を構成する保守党の一部にはEU離脱を主張するグループが存在していた。そこでキャメロン首相はそのグループの支持を取りつけるためにEU残留を問う国民投票の実施を公約し、投票に至っている。政権を担う首相はEU残留、現状維持を望んでその信任を国民に訴えたのに対し、前ロンドン市長ボリス・ジョンソンなど、本来首相を支える保守党（保守党）の有力政治家が、首相の意思に反してEU離脱を訴え、それが一部の独立派（イギリス独立党UKIP）の主張や、国民に広がる移動に対する警戒感などと結びつき、最終的にEU離脱という判断が示されたものである。キャメロン首相は不信任が示されたとして辞职し、メイ新首相が誕生した。

さるに、イギリスの国民投票の経緯はより複雑である。

ている。

## 住民投票の共通点と相違点

共通点はいづれも政権の提案が否決されたことであり、政権の最重要案件として住民投票が行われ否決されたのだから、実質的に政権への不信任となる。ゆえにスコットランドのサモンド首相が辞職、大阪市の橋本市長が政界引退、イギリスのキャメロン首相が辞職した点である。

投票は新しい政権を選ぶ通常の選挙と異なり、単に政権とその提案の是非を判断するのみとなる。見方を変えると、新たな政権を任せられるような野党が存在しなくとも、政権への反対で人々がまとまれば不信任を示すことができること、つまり対案を掲げるような野党は存在しなかつたが、政権に対する批判票と反対票が賛成を上回ったこと、も

相違点はと言ふと、スコットランドと大阪では、政権が現状の変更を掲げていたのに對して、イギリスでは政権が現状維持を掲げていた点である。スコットランドと大阪では、否決され

すかつたと言えそうだ。一方、3つの住民投票の相違点はとすると、スコットランドと大阪では、政権が現状維持が否決されると現状が基本的に維持されるが、後者のイギリスの国民投票ではEU残留とい

う現状維持が否決されると現状が維持されるが、イギリスの場合はEU残留という現状維持の提案が否決されると、残留の反対としての離脱が決定する。具体的には、キャメロン政権に対する不信任であることは明らかであるが、離脱を主張していたボリス・ジョンソンやイギリス独立党（UKIP）のナイジェル・フアラージなどが信任されたわけではない。イギリスの

国民投票の結果は、現状維持を単に否定するという困難な性格を持つ決定になつておらず、その変更に責任を負う主体も明らかでないことになる。これまで積み上げられてきた公的な決

定の集積（現状維持）を否定し、今後どのような内容のが一致ではなく、政権を支持しないという消極的な一致であることになる。こうすることで厳しい合意を必要とするかを支持するという積極的な一致である。

世界に大きな衝撃を与える。国内的にも「もう一回国民投票をやり直せ」といった強い国内世論を見せつけた英國国民投票だつただけに、他山の石とすべき教訓を残した。

そもそも冷静に考えれば、現状変更を提案するために直接請求の制度もあり、即、残留の反対である離脱が決まるが、その具体的な内容が明らかでないのである。

## 一者択一式の留意点

イギリスの国民投票が実施された教訓は、「二者択一」を中心とする「お試し型」と「自分たちは支持しないが、國民が判断するならそうする」といった「お試し型」ともいえる一面、無責任な住民投票に訴えることが正しかったかどうかということである。

言い換えれば、住民投票は基本的に二択で行うことを前提に、その二択は現状維持か現状変更に限られた。しかし問題は住民投票で判断を仰ぐ政権が、現状変更にコミット（かかわる）する内容を示していないかったことである。この辺の議論が欠けていたところに今回

英國国民投票の困難な状況の根柢子があつたと考えられる。